

第134号議案

島根県核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。

(賦課徴収)

第3条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第4条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定により経済産業大臣が行う使用前検査に合格した日
- (2) 発電用原子炉について電気事業法第54条第1項の規定により経済産業大臣が行う定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日

(3) 前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(課税標準)

第5条 核燃料税の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料(発電用原子炉への当該核燃料の挿入に対して既に核燃料税が課され、又は課されるべきであったものを除く。)の価額とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

(税率)

第6条 核燃料税の税率は、100分の13とする。

(徴収の方法)

第7条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第8条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して2月(第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月)を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する核燃料税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第9条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第10条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第5項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(課税地等)

第11条 核燃料税の賦課徴収に関する島根県県税条例の適用については、同条例

第4条第1項の表中

固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地
-------	-------------------------

とあるのは

固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地
核燃料税	発電用原子炉の所在地

と、同条

例第5条中「この条例若しくはこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは島根県核燃料税条例(平成21年島根県条例第 号)若しくはこれらの条例に基づく規則」とする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、前項の規則で定める日(以下「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料の挿入について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

(有効期限等)

- 3 この条例は、施行日から起算して5年間(以下「適用期間」という。)その効力を有する。
- 4 この条例は、適用期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。